

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1 (1)再生可能エネルギー対策の普及拡大について FIT制度が創設されて以降、県内でも再生可能エネルギーの関心や導入が急速に進んでいる。太陽光発電施設をはじめ再生可能エネルギーを活用した資源環境による地域づくりが進められており、県は十分や支援措置を行うとともに、様々な問題に対する対策を講じることを求める。</p> <p>① 北岩手9市町村が連携して行う横浜市への再生可能エネルギー供給拡大やヒト・モノの交流拡大を図る取組に対し、財政的支援を行うとともに、県においても主体的に取組むこと。</p>	<p>本県では、再生可能エネルギーの高いポテンシャルを有効に活用し、引き続き、風力や地熱発電等の再生可能エネルギーの導入拡大に取り組むほか、国に対して再生可能エネルギーの利活用の充実を図るよう要望しているところであり、今後も継続していきます。</p> <p>北岩手9市町村が連携して行う取組に対しては、令和元年度と同様、令和2年度も引き続き「地域経営推進費」を活用して支援することとしています。今後も、国の「地方創生推進交付金」や、圏域の振興及び他圏域への波及効果を図る先駆的・戦略的事業を対象とする「広域振興事業」など、様々な手法による支援方法を検討していきます。</p> <p>なお、「いわて県民計画(2019～2028)」に掲げる「北いわて産業・社会革新ゾーンプロジェクト」では、北いわての持つ豊富な再生可能エネルギー資源を生かした地域振興を図ることとしており、北岩手9市町村が連携して行う取組も含め、関係市町村と密接に連携を図りながら取り組んでいきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの
<p>1 (1)再生可能エネルギー対策の普及拡大について FIT制度が創設されて以降、県内でも再生可能エネルギーの関心や導入が急速に進んでいる。太陽光発電施設をはじめ再生可能エネルギーを活用した資源環境による地域づくりが進められており、県は十分や支援措置を行うとともに、様々な問題に対する対策を講じることを求める。</p> <p>② 国が定める令和11年度の再生可能エネルギーの割合を22～24パーセントを満たすためにも、送電網の増強整備を強化すること。</p>	<p>再生可能エネルギーの導入促進を図るためには、送電網の強化が不可欠であることから、これまでも機会を捉えて国に対し要望を行っており、今後も要望を継続していきます。</p> <p>なお、電力インフラが脆弱な地域においては、接続費用が買取価格で想定する費用を上回るなど、地域間格差が生じており、本県の恵まれた再生可能エネルギー資源を活用して大規模発電施設の立地を促進するためには、接続費用の地域間格差解消に向けた施策の展開も必要であると認識しています。</p> <p>現在、電力系統の運用調整を担う電力広域的運営推進機関により、本県を含む東北部エリアなどの送変電設備の増強が必要な地域について、複数事業者が共同で設備増強することにより費用負担の軽減が図られる「募集プロセス」が進められているところです。</p> <p>また、国においては、混雑時の出力抑制など、一定の条件下で接続を認める「日本版コネクト&amp;マネージ」の具体化に向けた取組が進められています。</p> <p>県においては、このような取組の効果を注視しつつ、市町村や事業者等の意見を踏まえながら、引き続き課題解決に向けた検討を進めていきたいと考えています。</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1 (1)再生可能エネルギー対策の普及拡大について FIT制度が創設されて以降、県内でも再生可能エネルギーの関心や導入が急速に進んでいる。太陽光発電施設をはじめ再生可能エネルギーを活用した資源環境による地域づくりが進められており、県は十分や支援措置を行うとともに、様々な問題に対する対策を講じることを求める。 ③ パネル等の廃棄費用の確実な積立が担保される施策を講じること</p>	<p>再生可能エネルギー発電設備の設置にあたって、防災や景観上の懸念等から地域住民との関係が悪化するなどの問題が生じていることから、国においては、平成29年4月施行の改正FIT法において、事業実施中の点検・保守や、事業終了後の設備撤去等の遵守を求め、違反時の改善命令・認定取消が可能となったところです。また、平成30年3月の事業計画策定ガイドラインの改訂においては、設備の撤去及び処分費用の積立にあたっては、積立の開始時期と終了時期、想定積立金額と毎月の積立金額を明らかにして事業計画を策定することが遵守事項として盛り込まれるなど、適切な事業実施を確保する仕組みが一定程度導入されたところです。 さらに国は、第三者機関が事業終了後の撤去・廃棄に必要な費用を積み立てる仕組みを検討しているところです。 県としては、事業終了後の太陽光発電設備を適正に処理する仕組みの構築について、引き続き国に対して要望を行っていきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの
<p>1 (1)再生可能エネルギー対策の普及拡大について FIT制度が創設されて以降、県内でも再生可能エネルギーの関心や導入が急速に進んでいる。太陽光発電施設をはじめ再生可能エネルギーを活用した資源環境による地域づくりが進められており、県は十分や支援措置を行うとともに、様々な問題に対する対策を講じることを求める。 ④ 事業者が太陽光や風力、地熱発電など再生可能エネルギー発電事業を実施する場合において、その立地場所の選定に関して防災や環境保全、景観保全等の観点から国又は地方公共団体が規制を及ぼすことが可能となるよう所用の整備を行うこと。FIT法の改正など国による法整備が遅れる場合には、上記の課題に対する条例の整備について検討すること。</p>	<p>太陽光発電事業について、一定規模以上の施設を環境影響評価法に基づくアセスメントの対象とするため、環境影響評価法施行令の一部を改正する政令が令和元年7月5日に公布され、令和2年4月1日に施行されることとなったことから、県においても、岩手県環境影響評価条例施行規則の一部改正を行い、太陽光発電事業を岩手県環境影響評価条例に基づく環境影響評価の対象とすることとしました。(令和元年12月27日公布、令和2年4月1日施行) なお、風力及び地熱発電事業に係る条例に基づくアセスメントの在り方についても、法の趣旨を尊重したものとすることが必要であることから、引き続き国の動向を注視していきます。 発電事業者の立地場所の選定に関する規制については、国では、電源別事業計画策定ガイドラインを定め、事業者が事業を行うに当たっての遵守事項及び推奨事項を規定し、これに違反した場合や怠った場合には、同法に基づく指導・助言等の対象となり得るとしているところです。このため、まずは事業者に対し、当該ガイドラインに基づき、発電施設の稼働等が地域住民や周辺環境に影響を与えないよう、適切な措置を講ずること等を求めていくことが肝要であると考えます。 国に対しては、「環境等と調和した再生可能エネルギーの導入促進に向けた施策の展開」について要望しているところですが、具体的には、近年、急速に導入が拡大した太陽光発電について、事業実施に当たって地域の意見を確実に聞く仕組みを早期に構築するなど、環境や景観等に配慮したきめ細かな制度改善を行うよう要望しているところであり、こうした要望に対する国の対応、動向等を見極めていきます。 なお、事業者が事業を実施するに当たって生じたトラブルに対しては、関係部局や国、市町村と情報を共有し、連携しながら対応していきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室 環境保全課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1 (2)水素ステーション利用促進について 新たに県民計画の柱として掲げた「水素利活用プロジェクト」の推進、特に水素ステーションの建設及び燃料電池車の普及拡大に向けて、必要な検討及び対策の実施を求める。</p>	<p>県では、県の総合計画「いわて県民計画(2019～2028)」において、新しい時代を切り拓くプロジェクトのひとつとして「水素利活用推進プロジェクト」を掲げるとともに、その実現に向けて「岩手県水素利活用構想」を策定したところであり、今後、再生可能エネルギーの導入促進や、低炭素で持続可能な社会の実現に向け、水素の利活用を推進していくこととしています。</p> <p>水素を燃料にして走行する燃料電池自動車と、燃料電池自動車に水素を供給する水素ステーションについては、県民に身近な水素の利活用方法のひとつとして普及が期待される場所であり、県としても、県内の事業者や自治体等関係者と情報を共有するため、「岩手県水素ステーション等研究会」を設置し、県内への導入に向けた機運の醸成や必要な対策についての検討を進めることとしています。</p>	環境生活部	環境生活企画室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>1 (3)バリアフリー化と施設整備について 景勝地に相応しい心地よい風景と持続可能な経済活動を備えた地域となるよう、所要の整備を求める。 ① 国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業と老朽化がすすむ黒崎野営場の一体的再整備を進めること。</p>	<p>みちのく潮風トレイルを含めた三陸復興国立公園は、豊かな自然環境や日本の風土、そこに住む人々の暮らしに触れることができる地域であり、インバウンドのひとつの受け皿として、大きな可能性を持っていると認識しています。</p> <p>県ではこれまでも、東日本大震災津波により被災した三陸復興国立公園内の自然歩道や園地など自然公園施設の早期復旧と、老朽化が進んでいる施設の計画的な修繕に取り組むとともに、これらの施設整備に要する費用に対し、十分な予算を確保するよう国に要望してきたところです。</p> <p>御要望のありました、黒崎野営場の施設修繕については、現地調査の上、公共予算の動向等を見極めながら、自然環境整備計画への位置付けについて引き続き検討していきます。</p>	環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの
<p>1 (3)バリアフリー化と施設整備について 景勝地に相応しい心地よい風景と持続可能な経済活動を備えた地域となるよう、所要の整備を求める。 ② みちのく潮風トレイルの利用者の十分な安全対策と路管理を支援すること。</p>	<p>みちのく潮風トレイルを含めた三陸復興国立公園は、豊かな自然環境や日本の風土、そこに住む人々の暮らしに触れることができる地域であり、インバウンドのひとつの受け皿として、大きな可能性を持っていると認識しています。</p> <p>県ではこれまでも、東日本大震災津波により被災した三陸復興国立公園内の自然歩道や園地など自然公園施設の早期復旧と、老朽化が進んでいる施設の計画的な修繕に取り組むとともに、これらの施設整備に要する費用に対し、十分な予算を確保するよう国に要望してきたところです。</p> <p>御要望のありました、みちのく潮風トレイルの安全対策については、現地調査の上、公共予算の動向等を見極めながら、自然環境整備計画への位置付けについて引き続き検討していきます。</p>	環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1 (3)バリアフリー化と施設整備について 景勝地に相応しい心地よい風景と持続可能な経済活動を備えた地域となるよう、所要の整備を求める。 ③ 陸中黒崎灯台を観光化するための環境整備及び展望台施設のバリアフリー化に対する支援を行うこと。</p>	<p>みちのく潮風トレイルを含めた三陸復興国立公園は、豊かな自然環境や日本の風土、そこに住む人々の暮らしに触れることができる地域であり、インバウンドのひとつの受け皿として、大きな可能性を持っていると認識しています。 県ではこれまでも、東日本大震災津波により被災した三陸復興国立公園内の自然歩道や園地など自然公園施設の早期復旧と、老朽化が進んでいる施設の計画的な修繕に取り組むとともに、これらの施設整備に要する費用に対し、十分な予算を確保するよう国に要望してきたところです。 御要望のありました、黒崎灯台施設のバリアフリー化については、現地調査の上、公共予算の動向等を見極めながら、自然環境整備計画への位置付けについて引き続き検討していきます。</p>	環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの
<p>1 (4)大船渡湾の効果的な水質保全対策の実施について 大船渡湾はいわゆる「閉鎖性海域」の特性があるため、県が実施する水質測定の結果においてもCODの数値が環境基準を超過するなど悪化傾向にあることから、汚濁原因に係る調査研究の深化及び、より効果的な水質保全対策の実施が図られるよう求める。</p>	<p>県では、大船渡湾の水環境の保全に向け、森林の水源かん養機能の維持・増進に向けた森林整備の促進、下水道と浄化槽整備への助成による汚水処理の普及促進、水質汚濁防止法規制対象事業場に対する立入検査等を行い、汚濁負荷量の削減に取り組んできたところです。 閉鎖性水域における水質悪化の要因は多分野にわたるため、これまでの水質保全対策の効果を検証するとともに、引き続き関係機関の連携の下、負荷量削減に向けた施策に取り組んでいきます。</p>	環境生活部 農林水産部 県土整備部	環境保全課 水産振興課 下水環境課	B 実現に努力しているもの
<p>2 (1)医療体制の充実について 地域住民の誰もが、いつでもどこでも医療機関にかかり、必要とする医療が受けられ、安心して介護サービスが受けられるよう以下の点を要望する。 ① 地域医療構想の実現に際し、地域の実情を十分に考慮した慎重な対応を行うこと。</p>	<p>本県では、再検証の対象とされた医療機関の大半において、既に一定程度病床機能の転換や病床数の見直しが進められており、直ちに病院機能の大幅な見直しが求められるものではないと考えています。 地域医療構想調整会議では、個々の医療機関の機能や診療実績の実態も確認しながら地域の実情に即した協議を行い、各地域で効率的で質の高い医療提供体制の構築に取り組んでいく考えです。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>2 (1)医療体制の充実について 地域住民の誰もが、いつでもどこでも医療機関にかかり、必要とする医療が受けられ、安心して介護サービスが受けられるよう以下の点を要望する。 ② 国と地方との協議の場で、医師不足・医師偏在を解消するための抜本的な改善策を検討すること。</p>	<p>再編統合の議論が必要であるとする公立・公的病院の公表を受けて、総務省は「地域医療確保に関する国と地方の協議の場」を設置したところであり、協議の場では、地域医療構想のほか、医師の地域偏在対策についても協議することとされています。 また、全国的な医師の不足と地域偏在を根本的に解消するためには、国を挙げて実効性のある施策に取り組む必要があることから、本県から、青森、福島、新潟、長野、静岡の各県に提案を行い、6県の知事が発起人となって「地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会」を設立したところであり、知事の会では、関係者への理解促進や国民の機運醸成を図りながら、実効性のある医師確保・偏在対策の実現に向け、国に働きかけを行うこととしています。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>2 (1)医療体制の充実について                      地域住民の誰もが、いつでもどこでも医療機関にかかり、必要とする医療が受けられ、安心して介護サービスが受けられるよう以下の点を要望する。                      ③ 医療・介護人材の確保、定着に向けた施策の充実、財政支援措置の充実を図ること。</p>	<p>【医療(看護)人材の確保、定着】                      県では、看護職員の安定的な確保と定着を図るため「いわて看護職員確保定着アクションプラン」に基づき、中学生・高校生看護進学セミナーや看護職員修学資金制度による養成確保対策、Uターン促進や勤務環境改善取組支援等による確保定着対策、ナースセンターによる復職を希望する看護職員への再就業支援、新人看護職員研修や認定看護師等の育成支援等による資質向上対策などに取り組んでいます。                      今後も引き続き、本アクションプランに基づき看護師の養成及び確保対策に取り組んでいきます。(B)</p> <p>【介護人材】                      介護人材については、県内各地にキャリア支援員を配置し、新規人材や潜在的有資格者の掘り起こし、マッチング支援などを行っているほか、労働環境の整備改善を促すセミナーの開催、研修の受講や介護ロボットの導入、介護人材確保に関して市町村等が行う取組を支援するための補助事業などに継続して取り組むとともに、令和2年度からは、外国人介護人材受入支援の取組を拡充し、指導職員向け研修会の開催や、介護ロボット導入支援の取組を拡充し、ICT導入に対する支援等にも取り組むため、所要の経費を当初予算に計上しています。                      また、県社会福祉協議会では、県の財政支援のもと介護福祉士を目指す学生等に対して修学資金を貸し付けています。                      今後も、国、県、市町村、関係団体及び養成機関で構成される岩手県介護労働懇談会等を通じて、関係機関が連携しながら、介護人材の確保・定着に取り組んでいきます。(A)</p> <p>【財政措置の充実】                      団塊の世代が全て75歳以上となる2025年を見据え、効率的かつ質の高い医療提供体制や地域包括ケアシステムの構築を推進するため、各都道府県に地域医療介護総合確保基金が設置され、各都道府県は、事業計画を作成し、計画に基づいて事業を実施しているところです。                      本県においても、医療・介護人材の確保や病床機能の分化・連携の推進など、地域包括ケアシステムの構築に向け、基金を活用しながら事業を実施しているところですが、国に対しては、深刻な医師不足等の医療課題や介護人材確保・育成の課題などの実情を踏まえて基金を配分するよう要望するとともに、県内各地域の実情に応じて必要な事業を確実に実施できるよう、事業区分間の配分額の柔軟な調整を可能にすること、予算を安定的に確保すること及び制度を恒久化することを要望しているところであり、引き続き国に対し働きかけていきます。(B)</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>医療政策室  長寿社会課  医療政策室</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置  B 実現に努力しているもの</p>
<p>2 (1)医療体制の充実について                      地域住民の誰もが、いつでもどこでも医療機関にかかり、必要とする医療が受けられ、安心して介護サービスが受けられるよう以下の点を要望する。                      ④ 地域包括ケアシステムに適合する地域包括ケア病床等、地域にあった形態の病床復活整備をすること。</p>	<p>高齢化の進展等に伴う医療需要の変化に対応し、急性期の医療から在宅医療や介護に至るまで切れ目のない良質な医療介護提供体制を構築するため、県では、県内9つの圏域に医療関係者や介護関係者、市町村等を構成員とする地域医療構想調整会議を設置し、各医療機関の担うべき役割や病床数、地域包括ケア病床や介護医療院の整備による医療と介護の連携に向けた取り組みなどについて検討しており、各地域で地域包括ケア病床の導入など病床機能の転換が進められているところです。</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>医療政策室</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>2 (1)医療体制の充実について                      地域住民の誰もが、いつでもどこでも医療機関にかかり、必要とする医療が受けられ、安心して介護サービスが受けられるよう以下の点を要望する。                      ⑤ 県内の各医療・介護情報ネットワークと連携し、県内各医療圏域全てをカバーするシステムの構築と効率的な運用を推進すること。</p>	<p>県では、TV会議システムによる遠隔診断支援や遠隔病理画像診断システムの導入など、岩手医科大学と地域中核病院間の病病連携を目的とした医療情報連携システムの構築を図り、また、沿岸部を中心に、医療と介護の情報連携システムの整備をそれぞれの地域で推進してきたところです。                      全県的に統一した医療介護連携システムを構築するためには、本県における統一的運用ルールの整備などが課題となるほか、地域ごとに異なる医療・介護資源の状況や人口規模などの条件も勘案してシステム整備を進める必要があります。                      また、国においては医療機関や薬局等で患者の診療情報や服薬情報などのデータ共有が可能となる、全国的な保健医療情報ネットワークの整備について検討が行われているところであり、2020年夏までに工程表を示すこととされています。                      県としては、このような国の動向を注視しつつ、全県的な医療情報連携体制の在り方について、県内関係者から意見をいただきながら引き続き検討していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>2 (2)子育て環境の充実を求める                      少子化が進行する中、安心して子育てが行える環境の充実がより求められていることから、医療費助成の拡大、幼児教育・保育における保護者の負担軽減、人材の確保等について以下の通り要望する。                      ① 小学生の外来や中学生等を対象とした県単医療費助成事業の拡大及び実施。</p>	<p>県では、人口減少対策としての総合的な子育て支援施策の一環として、厳しい財政状況にはありますが、市町村等と協議のうえ、医療費助成の対象を小学校卒業の入院まで拡大してきたほか、令和2年8月からは、現物給付の対象を中学生まで拡大することとしたところです。                      各市町村の医療費助成については、それぞれの政策的判断のもとに、単独事業として拡充が進められてきており、県が助成対象を中学生まで拡大したとしてもサービス向上に直接つながるものではなく、また、対象者の範囲を更に拡充した場合、多額の財源を確保する必要があり、本県では、県立病院等事業会計負担金が多額になっているという事情もあることから、今後、国の動向も注視しながら、県の医療・福祉政策全体の中で、総合的に検討する必要があると考えています。</p>	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの
<p>2 (2)子育て環境の充実を求める                      少子化が進行する中、安心して子育てが行える環境の充実がより求められていることから、医療費助成の拡大、幼児教育・保育における保護者の負担軽減、人材の確保等について以下の通り要望する。                      ② 子育て環境において、保育士・看護職等の育成と確保に係る支援を拡充すること。</p>	<p>保育士の育成と確保について、県では、保育士の人材確保に向けて、修学資金の貸付による保育士の養成や、保育士・保育所支援センターによる潜在保育士と保育施設とのマッチング支援を行っているほか、処遇改善等加算の活用を促進して給与等の改善を図り、就業と定着を支援しているところです。                      これらの取組を推進しながら、引き続き、保育士の育成と確保に努めていきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>2 (2)子育て環境の充実を求める                      少子化が進行する中、安心して子育てが行える環境の充実がより求められていることから、医療費助成の拡大、幼児教育・保育における保護者の負担軽減、人材の確保等について以下の通り要望する。                      ③ 幼児教育・保育の完全無償化に向け、保護者の負担軽減のため副食費無償化に必要な財政措置を講じること。</p>	<p>保育所、幼稚園、認定こども園及び地域型保育事業の副食費については、令和元年9月までは、実費徴収又は保育料の一部として保護者が負担しているところです。                      国における副食費の取扱いに係る検討においては、                      ・ 保育所等を利用する3歳から5歳までの子どもの副食費は、これまで保育料の一部として保護者が負担してきたこと                      ・ 在宅で子育てをする場合でも生じる費用であること                      ・ 授業料が無償化されている義務教育の学校給食や他の社会保障分野の食事も自己負担とされていること                      を踏まえ、幼児教育・保育の無償化後においても、保護者による負担との考え方を維持することとされたところであり、国の基準によって副食費の減免対象となる年収360万円未満相当の世帯を除き、保護者が副食費を負担する取扱いに変更はないものです。                      秋田県において、副食費の一部を補助する事業を実施していますが、本県において、仮に秋田県の助成事業と同様の事業を実施とした場合、現時点での粗い試算では、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業及び認可外保育施設に係る県補助額が年間2億2千万円程度と見込まれます。                      現在の厳しい県財政の状況を踏まえると直ちに当該事業に取り組むことは困難な状況にありますが、子育ての負担軽減に向け、市町村の意向や他県の動向など、無償化導入後の情勢等を踏まえ、対応について検討していきます。</p>	<p>保健福祉部  政策地域部  教育委員会事務局</p>	<p>子ども子育て支援課  学事振興課  学校教育課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>2 (2)子育て環境の充実を求める                      少子化が進行する中、安心して子育てが行える環境の充実がより求められていることから、医療費助成の拡大、幼児教育・保育における保護者の負担軽減、人材の確保等について以下の通り要望する。                      ④ 岩手県小児救急医療電話相談事業として実施しているこども救急相談電話の受付時間の延長を行い保護者の不安軽減を図ること。</p>	<p>県では夜間、小児患者の保護者等からの電話相談に専門の看護師が対応し、適切な対処方法についてアドバイスを行う「小児救急医療電話相談事業」を平成16年10月から岩手県医師会に委託して、実施しています。                      近年、相談件数は増加傾向にあり、保護者の不安解消や夜間・休日の救急外来への受診等について適切な助言を行ううえで、更に充実を図る必要があると考えています。                      受付時間の延長にあたっては、相談員の確保や相談体制の見直し等が必要となることから、他県の相談実施体制等を参考にしながら、県医師会等関係者と協議していきます。</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>医療政策室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>2 (3) 骨髄等のドナーに対する支援策の充実 ドナーに対して経済的支援をしている自治体は39都道府県、536市区町村(令和元年6月時点)で行っているが岩手県では助成自治体がない現状である。より多くのドナーが安心して骨髄等を提供できるよう、骨髄等ドナー登録拡大のため、骨髄バンクに関する事業所等の理解促進及び骨髄等ドナーの経済的負担の軽減を図ることについて支援対策を求める。</p>	<p>県では、これまでも、保健所において毎月登録受付日を設けているほか、ドナー登録推進月間における普及啓発や献血会場でのドナー登録会の開催など、登録を促進する取組を行ってきたところです。しかし、本県の登録者数は全国の中でも少ない状況にあることから、登録者数の増加に向け、骨髄提供時の負担など登録希望者の不安に応えながら、必要性や手続きについて適切な説明を行うドナー登録説明員を養成し、新たな説明員が活動を始めているほか、県ホームページの普及啓発に関する情報の充実を図ったところです。</p> <p>また、登録者が骨髄提供を行いやすい環境の整備も重要であり、企業等における「ドナー休暇」制度の導入を促進するため、県内企業に対する普及啓発を行っているほか、令和2年度からは、市町村が行う骨髄提供者等への経済的支援に対し、補助を行うこととしたところです。</p>	保健福祉部	健康国保課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>3 (1) 畜産振興 TPP11、EPAの発効、日米貿易交渉が進む中、今後の畜産振興の先行きがより一層不透明になる中、畜産県いわてとしてより安心安全な産地の確立が図られ、意欲ある若手経営者等が引続き希望を持って引続き畜産経営が行えるよう以下の点を要望する。 ① 農山漁村地域整備交付金草地畜産基盤整備事業等の畜舎建設関係予算を要望に応えた計画的な事業執行となるよう重点的な予算配分を求める</p>	<p>本県の酪農・肉用牛は、飼養頭数、戸数において、全国トップクラスであるものの、経営規模が小さく、生産コストが高いことから、経営体質の強化に向け、規模の拡大や生産性の向上が必要です。</p> <p>このため、県では、農山漁村地域整備交付金草地畜産整備事業等を活用した施設整備を支援しており、引き続き、地元の意向を伺いながら、計画的に事業を進めていきます。</p>	農林水産部	畜産課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>3 (1) 畜産振興                      TPP11、EPAの発効、日米貿易交渉が進む中、今後の畜産振興の先行きがより一層不透明になる中、畜産県いわてとしてより安心安全な産地の確立が図られ、意欲ある若手経営者等が引続き希望を持って引続き畜産経営が行えるよう以下の点を要望する。                      ② 粗飼料生産基盤の強化及びTMR利用技術指導の強化、TMR及びTMR原料となる国産粗飼料の広域流通の推進。</p>	<p>県では、国の補助事業の導入による草地造成等の飼料基盤の整備を促進するとともに、TMRセンターやコントラクター等外部支援組織の育成などにより、飼料供給体制の構築と省力化を推進しています。                      TMRの利用推進については、TMRを供給する組織の設置を支援するとともに、TMRの原料となる自給粗飼料の収量向上やTMRの調製技術の指導、農家での利用指導などの支援を行ってきており、引き続き、TMRの利用拡大に向け、供給組織の設置や利用技術等の指導を進めていくこととしています。                      また、国産粗飼料の広域流通については、(公社)岩手県農業公社が平成30年度から、自ら生産した粗飼料の販売に取り組んでおり、作業面積が着実に増加しています。引き続き、良質粗飼料の生産・供給が可能となるよう、収穫作業等に係る技術的な支援を行っていきます。</p>	農林水産部	畜産課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>3 (1) 畜産振興                      TPP11、EPAの発効、日米貿易交渉が進む中、今後の畜産振興の先行きがより一層不透明になる中、畜産県いわてとしてより安心安全な産地の確立が図られ、意欲ある若手経営者等が引続き希望を持って引続き畜産経営が行えるよう以下の点を要望する。                      ③ 効率的な経営に向けた技術指導の強化、外部委託組織の普及拡大。</p>	<p>県は、令和元年度、県北地域全体を管轄する中央農業改良普及センター軽米普及サブセンターを再編し、より現地に密着指導できるよう、久慈、二戸普及センターに畜産担当職員を配置するなど、畜産指導体制の見直しを行い、これらの農業改良普及センターを単位に、県や市町村、農協で構成する「肉用牛・酪農のサポートチーム」を設置し、農家個別の課題解決のための巡回指導等を行っています。                      また、コントラクター等の外部委託組織の普及について、県は、関係団体とともに「いわてコントラクター等利用推進協議会」を平成28年度に設立し、新たな粗飼料収穫作業などの現地実証や、粗飼料の広域流通に向けた活動支援等を行ってきました。                      令和元年度は、粗飼料の広域流通に加え、岩手県立農業大学校の講義においてコントラクター業務の紹介を行うなど、人材確保の取組も実施しており、引き続き、コントラクターの更なる機能強化に取り組んでいきます。</p>	農林水産部	畜産課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>3 (1)畜産振興                      TPP11、EPAの発効、日米貿易交渉が進む中、今後の畜産振興の先行きがより一層不透明になる中、畜産県いわてとしてより安心安全な産地の確立が図られ、意欲ある若手経営者等が引続き希望を持って引続き畜産経営が行えるよう以下の点を要望する。                      ④ 県産牛のブランド力を高める優秀な種雄牛の開発支援。</p>	<p>県では、平成30年度から、ゲノム解析技術を活用した、産肉能力に優れた本県独自の種雄牛の造成に取り組んでおり、令和2年度には、ゲノム解析技術を活用した本県初の種雄牛の造成が実現する見込みとなっています。                      こうした取組により、全国トップレベルの種雄牛を造成し、県産牛のブランド力の強化と生産者の所得向上を図っていきます。</p>	農林水産部	畜産課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>3 (2)林業振興について                      最近の林業を取り巻く環境は、県内各地での木質バイオマス発電施設の本格稼働、県産材の利用促進、漆産業の活性化等、木材需要の増加をはじめ活発化している。また新たに創設された森林環境税及び森林環境贈与税による森林整備の促進がなされる中、豊かな森林資源を保全していくことも重要な課題であり、以下3点について要望する。                      ① 伐採・間伐、再造林、苗木生産・供給を含めた総合的な再造林対策、伐採から植栽までの一貫作業の推進。</p>	<p>本県の再造林面積は、人工林伐採面積の4割にとどまっており、将来に向けて安定した森林資源を確保していくためには、造林コストの低減を図りながら着実に再造林を進めていくことが重要と考えています。                      再造林を促進するため、県では、森林整備事業の最低植栽本数の補助要件緩和に加え、研修会の実施等により、伐採から植栽までの作業を連続して行う一貫作業システムや低密度植栽の普及に取り組んでいます。                      平成31年度から、国の交付金を活用し、伐採・再造林一貫作業を支援する「岩手県林業成長化総合対策事業(資源高度利用型施業)」を事業化し、造林コスト削減の取組に対する補助を行っているところであり、国には、令和2年度以降の事業の継続を要望しているところです。                      また、植え付け効率が高く、秋季まで植栽が可能となるコンテナ苗木の活用が一貫作業の推進に有効なことから、コンテナ苗木の生産施設整備を支援しています。                      県では、こうした取組を今後も強力に進めるとともに、林業・木材関係団体が設立した「岩手県森林再生機構」による再造林経費の助成が平成31年度から新たに開始されたところであり、今後も関係団体と連携しながら、再造林の一層の促進に取り組んでいきます。</p>	農林水産部	森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>3 (2) 林業振興について 最近の林業を取り巻く環境は、県内各地での木質バイオマス発電施設の本格稼働、県産材の利用促進、漆産業の活性化等、木材需要の増加をはじめ活発化している。また新たに創設された森林環境税及び森林環境贈与税による森林整備の促進がなされる中、豊かな森林資源を保全していくことも重要な課題であり、以下3点について要望する。 ② スギ・アカマツの需要拡大を図るため、大径材の利用促進に努めること。</p>	<p>県では、戦後造成した人工林が主伐期を迎えてきており、スギやアカマツの大径材の利活用を図っていくことが重要であると認識しています。 このため、県林業技術センターにおいて、大径材利活用を促進するため、平角材の乾燥技術の開発・普及を行ってきたほか、令和元年度から針葉樹大径材の利用拡大を目指した効率的な製材技術の開発に着手しました。 また、県では、林業・木材産業団体と連携して、今後、流通の増加が見込まれるスギ大径材の利活用に向けて、試験研究成果等の情報を共有し、大径材利用促進に向けた検討を進めているところです。 さらに、アカマツ大径材は寺社仏閣・文化財の修復用木材として需要が見込まれることから、名古屋城天守閣復元工事へ県産木材を供給するため、施工業者に売り込み活動を行い、県内林業団体等がアカマツ材の供給に向け、取り組んでいます。 引き続き、県内林業・木材産業団体と連携を密にしながら、こうした取組を継続し、スギ・アカマツ大径材の利活用の促進に向けた取組を進めていきます。</p>	農林水産部	林業振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>3 (2) 林業振興について 最近の林業を取り巻く環境は、県内各地での木質バイオマス発電施設の本格稼働、県産材の利用促進、漆産業の活性化等、木材需要の増加をはじめ活発化している。また新たに創設された森林環境税及び森林環境贈与税による森林整備の促進がなされる中、豊かな森林資源を保全していくことも重要な課題であり、以下3点について要望する。 ③ 漆苗木生産の省力化に向けた機械化及び実地研究に対する支援を行うこと。</p>	<p>漆苗木生産の省力化に向けた研究については、県林業技術センターにおいて、効率的な苗木の安定生産技術の開発に取り組んでいるほか、現地機関において地域経営推進費を活用し、苗木生産技術の普及啓発や県工業技術センターと連携した省力化に取り組んでいるところです。 今後も関係機関と連携をとりながら、漆苗木生産の省力化に向けた取組を支援していきます。</p>	農林水産部	林業振興課 森林整備課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>3 (3)水産資源の回復に向けた対策について  秋サケをはじめとする本県主力魚種及び、ウニ・アワビなどの磯根資源の漁獲量が大幅に減少する中、水産業・水産加工業をなりわいとする沿岸市町村では生活者の不安が広がっている。主力魚種等の資源回復がなされますよう引き続きの調査・研究・指導に取り組まれない。また、若齢魚の漁獲で資源回復力を超えた漁獲がなされている現状を鑑み、永続的で適切な水産資源の確保対策に資する施策を促進して頂くよう要望する。</p>	<p>サケについては、資源の早期回復を図るため、健康な稚魚の放流に向け、増殖事業関係団体と連携しながら、飼育池ごとの適正な飼育管理や適期・適サイズ放流の徹底、新たな種苗生産技術の開発などに取り組んでいます。アワビについては、より放流効果の高い容器放流の普及、餌料対策等の指導を行い、アワビ資源の早期回復が図られるよう取り組んでいます。ウニについては、身入りの良いウニを育成するため、餌料海藻の多い漁場や漁港内への移殖放流や蓄養などの資源の有効活用を漁協へ指導しています。  また、国は、水産政策の改革において、新たな資源管理システムの導入を図り、資源管理対象魚種を増やす方針であり、資源量調査や漁獲量を把握する体制を強化していくこととしています。県においても、地先資源の資源評価を実施するとともに、漁業関係団体と共同で岩手県資源管理協議会を設立し、岩手県沖海域の水産資源の資源管理に取り組んでおり、漁業者が資源管理に取り組むよう、資源管理計画の策定や評価検証等について、関係者と連携して支援していきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>3 (4)農業政策に係る県から国への要望を求める  ① 農地中間管理事業における経営転換協力金の時限条件の緩和について  国では全農地の8割を担い手に集約する目標の中、中山間地域の機構集積協力金の要件緩和がなされた。一方でその内容は、事業実施が後年になるほど、経営転換協力金の交付単価が減少する制度であることから、事業参加者に対して公平性を欠くことになることが危惧される。「日本再興戦略」の目標達成年である令和5年まで経営転換協力金の交付単価引下げを行わないよう県から国への働きかけを要望する。</p>	<p>経営転換協力金は、経営転換やリタイアする農業者等が農地中間管理機構に10年以上、農地を貸し付ける場合に交付されるものであり、機構への農地の貸し付けのインセンティブとして有効な施策であると認識しています。  また、地域での話し合い及び農地のマッチング等に当たっては、各市町村段階においても多くの事前準備、確認・調整等を要すものと認識しており、年度ごとに重点地区等を定め、計画的に事業推進を図ることが有効と考えます。  このため、県では、令和4～5年の交付単価については、令和3年度までの交付単価及び上限単価を維持するよう、今後、様々な機会を捉え国に働きかけていきます。</p>	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>3 (4) 農業政策に係る県から国への要望を求める</p> <p>② 中山間直接支払制度について 農業者が安心して営農を継続することを可能にするため、現行制度の枠組を堅持するとともに、必要な予算を確保するよう県から国へ要望することを求める。</p>	<p>中山間地域等直接支払制度は、中山間地域における農業生産活動が継続的に行われるよう、交付金により生産条件の不利を補正するため支援を行うものであり、県土の約8割が中山間地域である岩手県にとって、極めて重要な施策であると認識しています。</p> <p>このため、県では令和2年度政府予算提言・要望においても、日本型直接支払制度の取組拡大に向け十分な予算を措置することなどを国に要望したところであり、今後も様々な機会を捉えて要望していきます。</p>	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの
<p>3 (4) 農業政策に係る県から国への要望を求める</p> <p>③ 多面的機能支払制度について 資源向上支払い(施設の長寿命化活動)分が平成27年度以降、8割程度の配分にとどまっており、事業の円滑な執行を可能にするため、十分な予算の確保に向け県から国へ要望することを求める。</p>	<p>県では、農業農村の多面的機能の維持・発揮を図るとともに担い手への農地集積等の構造改革を後押しするため、日本型直接支払制度の取組拡大を図っているところですが、多面的機能支払の資源向上支払分における令和元年度交付金の国の配分は、要望額の71%となっています。</p> <p>このため、県では、国に対して、必要な予算の確実な措置について要望しており、今後も満額確保に向け、様々な機会を捉えて国に働きかけていきます。</p>	農林水産部	農村建設課	B 実現に努力しているもの
<p>3 (4) 農業政策に係る県から国への要望を求める</p> <p>④ スマート農業を推進するため以下の規制緩和を県から国への要望を求める</p> <p>1) 農業用ドローン散布に適した高濃度登録農薬の登録拡大を推進すること。</p>	<p>国は、規制改革推進に関する第5次答申を受け、規制改革実施計画を令和元年6月21日に閣議決定するなど、規制改革を進めています。</p> <p>その中で、農業用ドローンについては、</p> <p>① 空中散布用の航空局標準マニュアルを令和元年7月30日に策定</p> <p>② 既存の散布用農薬の希釈倍率の変更登録申請の場合は作物残留試験を不要とするとしていきます。</p> <p>今後、国の規制改革の動向を注視しながら、必要に応じて対応を検討していきます。</p>	農林水産部	農業普及技術課	B 実現に努力しているもの
<p>3 (4) 農業政策に係る県から国への要望を求める</p> <p>④ スマート農業を推進するため以下の規制緩和を県から国への要望を求める</p> <p>2) ロボットトラクターの無人走行による圃場間移動が可能となる基準緩和を求める。</p>	<p>国は、規制改革推進に関する第5次答申を受け、規制改革実施計画を令和元年6月21日に閣議決定するなど、規制改革を進めています。</p> <p>今後、国の規制改革の動向を注視しながら、必要に応じて対応を検討していきます。</p>	農林水産部	農業普及技術課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>3 (4) 農業政策に係る県から国への要望を求める</p> <p>⑤ 中国産菌床を用いて国内で生産されたいたけに関する対応について、県内産地の販売量や生産者単価への影響などの実態を調査の上、表示に対する改善や生産者支援などの対策を講じることに、国への働きかけを求める。</p>	<p>日本国内に輸入された菌床から発生したしいたけについては、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)」に基づき、原産地を表示して販売されておりますが、県が行った聞き取り調査において、輸入菌床を使用したしいたけの生産及び販売事例が県内では確認されていません。生産者単価への影響については、平成30年度の県平均単価が前年に比べ低下していますが、しいたけの価格が気候や市場の需要動向など様々な要因により変動することから、輸入菌床から生産されたいたけが価格へ及ぼす影響について調査することは難しいと考えています。</p> <p>現在、林野庁が消費者庁と連携し、菌床の原産地の適切な表示方法について検討を行っているところであり、県としてはこの動向を踏まえつつ、適切な表示方法や生産者支援などの対策について、必要に応じて国への働きかけを検討していきます。</p>	農林水産部	林業振興課	B 実現に努力しているもの
<p>4 (1) 北上川バレープロジェクトにかかる関連事業の支援充実</p> <p>北上川バレープロジェクトによって北上川流域における自動車・半導体産業等の活性化が期待される中、このプロジェクトを推進するためにも、北上川流域の産業集積に対して集中的に投資し更なる基盤強化を求めるとともに、今後のモノづくり産業を支える人材育成にも努めるよう以下に求める。</p> <p>① 北上コンピュータ・アカデミーの運営について県の関与及び支援を求める。</p>	<p>北上コンピュータ・アカデミーは、開校以来多くの人材を輩出し、地域の情報化と経済の発展に寄与しており、継続して運営できるよう財源の確保を図ることが重要と考えています。</p> <p>そのため、県では、これまでも北上市と連携し国への要望活動を行っており、国の職業能力開発校設備整備費等補助金により、コンピューターリース料についての支援措置が継続されてきたところです。</p> <p>令和元年度は、7月に、北上市と連携し、国に対し「令和2年度以降の職業能力開発校設備整備費等補助金による支援(国による全額支援)の継続」について要望し、令和2年度政府予算に盛り込まれたところです。</p> <p>今後とも、北上コンピュータ・アカデミーの運営についての調査研究に協力していくとともに、北上市との緊密な連携のもと、北上コンピュータ・アカデミーでの訓練がしっかり行えるよう、引き続き、「国の全額負担による財政支援の継続」について取り組んでいきます。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>4 (1)北上川バレープロジェクトにかかる関連事業の支援充実 北上川バレープロジェクトによって北上川流域における自動車・半導体産業等の活性化が期待される中、このプロジェクトを推進するためにも、北上川流域の産業集積に対して集中的に投資し更なる基盤強化を求めるとともに、今後のモノづくり産業を支える人材育成にも努めるよう以下に求める。</p> <p>② 北上市産業支援センター内の自動車分解展示の更新。</p>	<p>自動車部品の分解展示場は、平成20年8月に開設して以来、小学生の見学から大学等の講座、ものづくり企業の従業員教育等人材育成に活用されてきたほか、自動車産業への参入や取引拡大を目指す企業に対し、自動車部品・構造に関する具体的な情報を提供するなど、本県ものづくり産業の発展に貢献してきました。</p> <p>現在、本県は、トヨタ自動車東日本(株)岩手工場による小型車の生産拡大に伴い、部品メーカー等の集積が加速しており、今後も新型車種の生産等さらなる発展が見込まれる状況にあります。</p> <p>このような中、自動車部品の分解展示場の役割は今後も重要と考えており、トヨタの東北拠点化の動向や隣県の類似施設との機能分担等を踏まえながら、引き続き充実に努めていきます。</p>	商工労働観光部	ものづくり自動車産業振興室	B 実現に努力しているもの
<p>4 (1)北上川バレープロジェクトにかかる関連事業の支援充実 北上川バレープロジェクトによって北上川流域における自動車・半導体産業等の活性化が期待される中、このプロジェクトを推進するためにも、北上川流域の産業集積に対して集中的に投資し更なる基盤強化を求めるとともに、今後のモノづくり産業を支える人材育成にも努めるよう以下に求める。</p> <p>③ 岩手県よろず支援拠点南サテライトの設置。</p>	<p>岩手県よろず支援拠点は、平成26年6月に「いわて産業振興センター」内に設置され、商工団体や金融機関と連携しながら、開設以来28,000件以上の相談に対応しており、盛岡地区以外の事業者も気軽に相談できるよう、県内各地で合同相談会を開催しています。</p> <p>特に北上地区においては、北上市産業支援センターや北上信用金庫と連携し、平成29年度から、ほぼ毎週のように開催し、事実上のサテライト展開となってきたところです。</p> <p>また、北上市産業支援センターには、事業者からよろず支援拠点の利用照会があった場合は、合同相談会を御案内いただくなど、同拠点と連携した対応を行っています。</p> <p>県としては、よろず支援拠点の相談業務を通じて、事業者の売上拡大や経営改善を支援していきたいと考えており、公益財団法人いわて産業振興センターとともに、同拠点と商工団体、金融機関及び関係支援機関との連携を深めていきます。</p> <p>このため、県では、令和元年6月に実施された「令和2年度政府予算等に係る提言・要望」において、よろず支援拠点にて相談支援などに対応する専門スタッフの拡充等について要望したところであり、引き続き国に働きかけていきます。</p>	商工労働観光部	経営支援課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>4 (1)北上川バレープロジェクトにかかる関連事業の支援充実                      北上川バレープロジェクトによって北上川流域における自動車・半導体産業等の活性化が期待される中、このプロジェクトを推進するためにも、北上川流域の産業集積に対して集中的に投資し更なる基盤強化を求めるとともに、今後のモノづくり産業を支える人材育成にも努めるよう以下に求める。                      ④ いわてデジタルエンジニア育成センターの継続。</p>	<p>いわてデジタルエンジニア育成センターは、平成21年7月に県と北上市が連携し「北上オフィスプラザ」内に設置され、3次元設計技術に関する「人材育成」と「企業支援」の2つの柱のもと、これまで事業を実施してきたところです。                      人材育成事業については、求職者、在職者、学生、教員向けの講習を実施し、これまで2千人余りの方々が受講しています。これら受講者のうち、221人が求職者で、そのうち99人が自動車関連企業等に就職するなど、当センターの人材育成に係る取組は、北上川バレープロジェクトを推進している北上川流域のみならず県内全域に広まっているほか、企業や専門高校にとどまらずこれ以外の高校からも3次元設計開発における人材育成機関として高い評価を受けています。                      また、当センターが有する専門的な3次元ソフト及び当該ソフトに精通している講師が、多様な企業支援を行うことで、企業の競争力の強化にも貢献しています。                      3次元設計開発技術は、設計業務の効率化にとどまらず、受注の拡大や生産プロセスの効率化にも繋がる技術であり、ものづくり産業の振興を図る上で、ますます重要になっています。さらには、AIやロボットなどの第4次産業革命技術の導入を進めるための基盤であることから、その支援を行う当センターの機能の強化等を図るため、令和元年度、当センターの支援機能の充実や、長期安定的な運営の在り方などを検討するため、北上市をはじめ第三者等で構成するいわてデジタルエンジニア育成センター運営協議会を設置し、令和元年10月の第2回運営協議会において、センターの今後の目指す姿やその実現に向けた取組、運営体制の方向性等を取りまとめた長期ビジョンを策定したところです。                      県としては、この長期ビジョンを踏まえ、引き続き北上市や関係機関と連携しながら、安定的なセンター運営のあり方について検討していきます。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>ものづくり自動車産業振興室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>4 (2) 若者の地元就職と労働力確保について 若者の地元定着と人材確保にあつては、若年期から地域の産業や企業を知り、理解の機会を深めることが重要であり、若者の就業支援の拠点の充実化を図ることが重要である。また、労働力確保の観点からは外国人労働者受入を人材確保の契機と捉えている企業もあることから以下の通り要望する。</p> <p>① 若者の地元就職と離職防止対策を充実するため「ジョブカフェ関」を共同運営する県の財政負担割合の拡充と就業支援員による市内高等学校に対する地元就職への支援強化を求める。</p>	<p>ジョブカフェ関は、平成17年度に県が設置し、平成19年度以降は一関市と共同で運営し、一関地域の若年者の就業支援の拠点として、学校、企業及び関係機関と連携しながら、就業相談、就職関連セミナーの開催、キャリア教育支援を行ってきたところです。</p> <p>限られた財源の中で、財政負担割合の拡充については困難な状況にありますが、令和元年度の注力する取組として、高校生に対する就業支援を掲げ、一関管内の就業支援員4名により、支援内容の充実強化を図っているところです。</p> <p>また、一関工業高校と千厩高校での生徒・保護者向け企業ガイダンスの開催、大東・花泉・千厩・一関工業・一関修紅高校の生徒を対象とした企業見学会の実施、一関二高での「高校生と若手社員等の交流会(イワテーブル)」の開催など、高校生の地元定着に向けた様々な取組を進めました。</p> <p>さらに、令和元年度は、一関市が実施する、高校生に向けて地元企業を紹介するパネル展示事業や出前授業について、県として積極的に支援することにより、連携を一層強化しました。</p> <p>加えて、北上川流域ものづくりネットワークと連携し、教員を対象とした企業見学会や「いわて県南広域企業ガイド」による地域企業の情報発信に引き続き取り組みました。</p> <p>今後も、こうした取組を通じて、市内高等学校に対する地元就職への支援強化を図っていきます。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの
<p>4 (2) 若者の地元就職と労働力確保について 若者の地元定着と人材確保にあつては、若年期から地域の産業や企業を知り、理解の機会を深めることが重要であり、若者の就業支援の拠点の充実化を図ることが重要である。また、労働力確保の観点からは外国人労働者受入を人材確保の契機と捉えている企業もあることから以下の通り要望する。</p> <p>② 労働力不足を補うため、外国人労働者の受入にかかる労働環境の整備、行政情報の提供、生活情報の多言語化についての支援体制の強化を求める。</p>	<p>県では、国の関係機関及び市町村等との情報共有に十分留意し、関係省庁が行う各産業分野ごとの制度の周知に協力するとともに、令和元年7月に設置した「いわて外国人県民相談・支援センター」をワンストップ窓口として外国人労働者が生活する上での様々な相談に関係機関と連携して対応するなど、外国人労働者の円滑な受入や定着を図っていきます。</p> <p>なお、令和元年6月11日に実施した「令和2年度政府予算等に係る提言・要望」においては、改正出入国管理法の施行に伴い、外国人の雇用の安定に向けた住宅確保の支援をはじめ、外国人材を大都市その他の特定の地域へ集中させないための施策の実施などについて、要望したところであり、引き続き国に働きかけていきます。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>4 (3) 県北振興にかかる企業誘致                      岩手県においては2020年度の部局編成を行い、ふるさと振興部-県北・沿岸振興室を設置し、いわて県民計画の着実な推進を図る中、県北圏域における雇用の場の確保、観光交流促進等の関係人口の拡大などが求められており、以下について要望する。                      ① 企業立地促進奨励事業費補助金の対象業種の拡充。</p>	<p>企業立地促進奨励事業費補助金については、県及び市町村における税源涵養の観点から、不動産取得税や固定資産税等の対象となるような相当規模の設備投資を補助対象とするほか、雇用創出を要件としてきたところです。今後、復興道路等の整備の進展により、本県の物流環境が改善され、あらゆる産業において取引の拡大が想定されることから、県としては、他県の状況を参考としつつ、産業界の動向や具体の企業ニーズを踏まえ、市町村と連携した支援策について研究していきます。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>ものづくり自動車産業振興室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>4 (3) 県北振興にかかる企業誘致                      岩手県においては2020年度の部局編成を行い、ふるさと振興部-県北・沿岸振興室を設置し、いわて県民計画の着実な推進を図る中、県北圏域における雇用の場の確保、観光交流促進等の関係人口の拡大などが求められており、以下について要望する。                      ② 県北広域産業力促進事業費補助金の要件緩和、地域経済牽引事業に対する支援。</p>	<p>県では、県北地域への企業誘致や産業力強化に取り組んでいるところであり、平成29年度に創設した県北広域産業力強化促進事業費補助制度を活用し、中小企業による設備投資を支援することにより、地域全体の産業競争力の強化を通して、企業誘致に結びつけていくこととしています。企業誘致に係る優遇制度については、他県との競争力の比較、業界や産業の動向、地域の事情等を勘案して不断の見直しを行っているところであり、県北広域産業力強化促進事業費補助金における要件につきましても、県北地域の状況、雇用情勢等を鑑みながら、必要に応じて検討していきます。                      また、地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者に対する支援については、予算・税制・金融など様々な側面から、国による支援措置が設けられており、県内においても、地方創生推進交付金との連携、国の補助金の採択における優遇措置、政府系金融機関等による低金利融資など、様々な取組が進められています。今後もこれらの支援措置の活用が一層図られるよう、県として、市町村や事業者はもとより、商工指導団体・金融機関・産業支援機関に対して、国とも連携しながら様々な機会を通じて情報提供していきます。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>商工企画室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>4 (3) 県北振興にかかる企業誘致                      岩手県においては2020年度の部局編成を行い、ふるさと振興部-県北・沿岸振興室を設置し、いわて県民計画の着実な推進を図る中、県北圏域における雇用の場の確保、観光交流促進等の関係人口の拡大などが求められており、以下について要望する。                      ③ 金田一温泉周辺、九戸城跡周辺、天台寺周辺の3地区を軸とした、観光交流促進への環境整備。</p>	<p>「いわて県民計画(2019~2028)」に掲げる「北いわて産業・社会革新ゾーンプロジェクト」において、周遊ルートの構築や地域資源を生かした観光地域づくりの推進による国内外からの交流人口の拡大の促進に取り組むこととしていることから、二戸市をはじめとする北いわての市町村と連携し、国の「地方創生推進交付金」を活用した交通サービスの利便性向上に向けた調査など、広域周遊観光の環境整備に向けて取り組むとともに、「地域経営推進費」の活用による支援等についても検討していきます。</p>	政策地域部	地域振興室	B 実現に努力しているもの
	<p>金田一温泉、九戸城跡、天台寺などの地域資源は、北いわての広域周遊観光を促進していく上で重要なコンテンツと認識しています。                      県では、これらの地域資源を含む広域周遊観光ルートの構築や発信を行うとともに、旅行会社への売込みを通じて、旅行商品の造成促進を図っているところ。                      また、県北地域の観光地を巡るバスツアーや、高付加価値型の周遊モニターツアーの実施などにより、誘客を進めているところです。                      今後も、地域主体の取組を促しながら、観光交流促進に向けた取組を図っていきます。</p>	商工労働観光部	観光課	B 実現に努力しているもの
	<p>県道の案内標識については、二戸市の九戸城跡への誘導・案内に係る全体的な計画を勘案しながら、二戸市とともに検討していきます。</p>	県土整備部	道路環境課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>5 ILC実現に向けた取組の促進について ILC日本誘致の方針を早期に決定するよう国に強く働きかけるとともに、受入環境整備等県全域の課題解決に向けた取組を協力を推進するほか、県内はもとより国内での更なる機運醸成に向けた啓発活動、情報発信のより一層の強化について求める。また民間の力を伸ばす成長戦略や地方創生、復興の先を見据えILCを位置づけることを要望する。</p>	<p>国際リニアコライダー(ILC)の実現は、日本が世界に大きく貢献するとともに、高度な技術力に基づくものづくり産業の成長発展のみならず、日本再興や震災復興、地方創生にも大きく寄与するものと考えています。 そのため、これまでも岩手県内はもとより、東北大学や東北ILC推進協議会などの関係団体等と連携しながら、東北一丸となってILC実現に向けた活動を推進してきたところであります。 平成31年3月7日に、日本政府が初めてILC計画に対する前向きな関心を示す意思表示を行ったことを受け、同年6月には、北海道・東北地方知事会など東北の関係団体が一丸となり、国に対し、ILCの実現に向けて、海外パートナー国との投資と人材の国際分担に対する基本的考え方を明示するとともに、ILCを我が国の科学技術の進展、更に国内の各地方をつなぐ産業・情報・技術のネットワーク形成、震災復興、民間の活力を伸ばす成長戦略、地方創生等の柱に位置付けるよう要望したところです。 また、平成31年3月の政府関心表明で示された国内外での議論については、令和2年1月、日本学術会議が公表した「第24期学術の大型施設計画・大規模研究計画に関するマスタープラン(マスタープラン2020)」において、ILCは学術大型研究計画に選定されるなど、国内の学術プロセスにおける議論が行われ、国外においても、令和2年5月策定とされる欧州素粒子物理戦略の議論が進捗していることから、今後、更にILC計画の議論が進展するものと考えています。 県においては、全庁を挙げてILC計画を推進するため、ILC推進本部を設置し、部局横断の分科会において、外国人研究者等の居住環境整備などについて検討を進めているところです。 さらに、ILC100人委員会の活動支援のほか、県内外のイベントでILCのPRをするなど、関係団体と連携して、国民的な理解増進・普及啓発を行っています。 引き続き、ILCを契機とした地域の発展に向けて、関係団体等との連携を強化しつつ、国への働きかけを行うとともに、受入環境の整備やILCに対する機運醸成などについて取り組んでいきます。</p>	ILC推進局	事業推進課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>6 (1)ラグビーワールドカップ2019の釜石開催後のスタジアム利活用に係る支援について</p> <p>復興に取組ながらの厳しい状況下で開催されたラグビーワールドカップ2019釜石開催では、復興の姿を伝え国内外の多くの方々へ感動を届けることが出来た大会であり、またラグビーの価値を社会に広めたとされる「キャラクター賞」を受賞するなど国際的な評価を頂く一方で、大会のレガシーをどのように引継ぐかが今後の課題である。ラグビーワールドカップ2019の釜石開催後の釜石鶴住居復興スタジアムを各種スポーツや文化イベントを用いて利活用し交流人口の増加を図るなど、今後のスタジアムの利活用に係る支援を求める。</p>	<p>県では、市町村・関係団体等で組織した「いわてスポーツコミッション」を中心に様々なスポーツ大会・合宿等の誘致の取組を推進しており、釜石鶴住居復興スタジアムを活用したジャパンラグビートップリーグなどの試合招致をはじめ、各種スポーツ大会、合宿、イベント等の誘致を図り、沿岸地域の振興、広域的な文化・スポーツの振興に向けて取り組んでいくこととしています。</p> <p>また、ラグビーワールドカップ2019釜石開催を記念したメモリアルイベントの開催や出場国を中心とした国際的なラグビー・文化交流の展開など、大会を契機とした交流人口の拡大に向けて、釜石市をはじめ、県内各市町村や関係団体等と連携を図りながら取り組んでいきます。</p>	文化スポーツ部	ラグビーワールドカップ2019推進室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>6 (2)北海道・北東北の縄文遺跡群</p> <p>御所野遺跡の地域振興への活用に向けた取組の特段の支援を行うよう以下の点を要望する。</p> <p>①「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産への令和3年登録実現のため、御所野遺跡に焦点を当てた本県独自の周知活動をさらに充実させ、県民挙げての機運情勢を図ること。</p>	<p>御所野遺跡を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」について、令和元年7月30日に開催された文化審議会世界文化遺産部会の審議において、令和元年度のユネスコへの推薦候補として決定され、令和2年1月、ユネスコへ推薦されました。</p> <p>世界文化遺産への早期登録に向けては、本県をはじめ4道県14市町で構成する縄文遺跡群世界遺産登録推進本部による国内フォーラムの開催や今年度新たな取組として共通サインの整備などの普及啓発活動を実施しています。</p> <p>これに加え、県単独事業により、「平泉の文化遺産」「橋野鉄鉱山」の2つの世界遺産とともに、「縄文遺跡群」の世界遺産登録に向けた県民の機運醸成を図るため、縄文遺跡群を中心とした世界遺産関連のパネル巡回展を開催するほか、本県で開催される全国的イベントと連携した情報発信を行なっています。</p> <p>また、平成30年度に引き続き「御所野縄文WEEK」を開催するほか、令和元年度新たに、縄文文化に触れるイベント「ごしょのJOMONナイト」、隣県と連携した縄文遺跡群のパネル展、地域経営推進費を活用した機運醸成イベントの開催などにより、普及啓発に取り組んでいます。</p>	文化スポーツ部	文化振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>6 (2)北海道・北東北の縄文遺跡群 御所野遺跡の地域振興への活用に向けた取組の特段の支援を行うよう以下の点を要望する。 ② 一戸町が実施する「道の駅」等の整備に対し、広域観光振興や県北圏域の地域振興の観点から、財政的支援を行うこと。</p>	<p>「道の駅」等の整備については、一戸町における整備計画の検討状況や国土交通省等関係機関との調整状況、国の補助制度の活用見込みなどの情報を町と共有しながら、地域経営推進費や県北広域交流拠点施設整備費補助金による支援について、対応を検討していきます。</p>	政策地域部	地域振興室	B 実現に努力しているもの
<p>6 (2)北海道・北東北の縄文遺跡群 御所野遺跡の地域振興への活用に向けた取組の特段の支援を行うよう以下の点を要望する。 ③ 御所野遺跡を核に、他の世界文化遺産や県北圏域をはじめとする県内観光地を結ぶ広域的な観光ルートを確立するため、旅行商品の造成支援や国内外に向けたプロモーション活動等を拡充すること。</p>	<p>北海道・北東北の縄文遺跡群の御所野遺跡については、県北地域の観光資源として重要であると認識しており、これまでも国内外への情報発信を行うとともに、平泉、橋野鉄鉱山等の優れた文化遺産をつなぐ広域ルート構築に向けてバスツアー商品の造成支援など誘客拡大に取り組んできたところです。 今後も、世界遺産を核とした「歴史・文化」をテーマとした広域周遊や、県北圏域の優れた観光資源との組合せによる滞在型観光の促進を図り、国内外の観光客の誘客拡大に取り組んでいきます。</p>	商工労働観光部	観光課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>6 (2)北海道・北東北の縄文遺跡群 御所野遺跡の地域振興への活用に向けた取組の特段の支援を行うよう以下の点を要望する。 ④ 「地域の特色ある埋蔵文化財活用事業」を活用したガイドアプリ開発等の環境整備について、国の補助に加えて更なる財政的支援を行うこと。</p>	<p>国の補助メニューである「地域の特色ある埋蔵文化財活用事業」については、埋蔵文化財の公開及び整理・収蔵等を行うための設備整備(展示設備の整備)や、普及・啓発に係る事業(収蔵品の再整理等)を対象としての補助を行うものです。県の嵩上げ補助については、世界遺産関連事業など県としての施策推進の分野や史跡等文化財の災害復旧など特殊事情がある場合に限って行っているところ、北海道・北東北の縄文遺跡群に係るガイドアプリ開発等の環境整備については、令和2年度当初予算において計上しているところです。</p>	教育委員会事務局	生涯学習文化財課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>7 教育環境の整備については、生まれた地域や家庭環境などにより進路選択の自由を奪うことのないよう、関係自治体や地域住民の意見も考慮し進めるよう以下の点について要望する。</p> <p>(1) 養殖漁業の担い手を育成するため、岩手県立宮古水産高等学校に養殖科課を新設すること。「新たな県高等学校再編計画後期計画」の策定は、岩手中部ブロックについて地域実情に即し、これ以上再編を行わないよう求める。</p>	<p>宮古水産高校については、学科改編により、平成31年度入学生から水産学科の海洋生産科及び家庭学科の食物科の2学科としたところ。海洋生産科では2年生から船舶運航コース及び食品資源コースのコース制をとっており、食品資源コースでは、水産業の6次産業化に対応するため、水産物の生産から加工、流通、販売に関する科目を幅広く学習する中で、栽培漁業(増殖・養殖)等に関する専門分野の基礎的な知識と技術についても、教育を行うこととしています。</p> <p>本県の沿岸漁業を支える養殖業の人材育成は、重要な課題と認識していますが、新しい学科の設置については、中学生の進路希望状況、卒業後の進路、地域の産業構造や人材のニーズ及び、産業施策の方向性等、様々な観点からの検討が必要であるなど、多くの課題があるものと認識しています。</p> <p>(C)</p> <p>また、平成28年3月に策定した「新たな県立高等学校再編計画」においては、望ましい学校規模の確保による教育の質の保証と、本県の地理的条件等を踏まえた教育の機会の保障を大きな柱としています。後期計画(案)では、これらに加え、県立高校の現状と課題を踏まえ、地域における学校の役割を重視した魅力ある学校づくりに向け、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」の2つを基本的な考え方としています。</p> <p>こうした考えに基づき、後期計画(案)においては、各地域の学校をできる限り維持することとし、原則として学級数調整を盛り込まないこととしています。</p> <p>後期計画の策定に当たっては、今後も、地域の方々の御意見を十分に伺いながら、丁寧に取り組んでいきます。(B)</p>	教育委員会事務局	学校調整課	<p>B 実現に努力しているもの</p> <p>C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>7 教育環境の整備については、生まれた地域や家庭環境などにより進路選択の自由を奪うことのないよう、関係自治体や地域住民の意見も考慮し進めるよう以下の点について要望する。</p> <p>(2)① 意欲ある子どもたちにより良い学習環境を提供していただきたく、新たな県立の併設型中高一貫教育の設置をすること。(花巻市、住田町)</p>	<p>県立学校における併設型中高一貫教育は、平成21年度から、次世代のリーダーとして将来の岩手県に貢献できる人材の育成等を基本理念として、一関第一高等学校附属中学校(及び一関第一高等学校)において行われています。平成30年度末に、附属中学校の第1期生が4年制大学を卒業したところであり、医学部など6年制の大学に進学した生徒もいること等から、他地域への設置等、今後の在り方については、その進路状況等を十分に見極めた上で、検討する必要があります。</p> <p>また、中学校卒業予定者数が少なく、今後も減少傾向が見込まれる地域への併設型中高一貫教育校の設置については、入学志願者確保や集団生活を通じて社会性を育むという観点等、課題も多いものと考えています。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	C 当面は実現できないもの
<p>7 教育環境の整備については、生まれた地域や家庭環境などにより進路選択の自由を奪うことのないよう、関係自治体や地域住民の意見も考慮し進めるよう以下の点について要望する。</p> <p>(2)② 高等教育の確保と地元の発展に大きく寄与している高等学校の存続を求める。(雫石高等学校、沼宮内高等学校、伊保内高等学校、軽米高等学校)</p>	<p>平成28年3月に策定した「新たな県立高等学校再編計画」においては、望ましい学校規模の確保による教育の質の保証と、本県の地理的条件等を踏まえた教育の機会の保障を大きな柱としています。後期計画(案)では、これらに加え、県立高校の現状と課題を踏まえ、地域における学校の役割を重視した魅力ある学校づくりに向け、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」の2つを基本的な考え方としています。</p> <p>こうした考えに基づき、各地域の学校をできる限り維持するとともに、1学級校については、一定の入学者のいる間は維持することとし、小規模校についても、ICT等の活用も進めながら、教育内容の充実を図っていきます。</p> <p>今後においても、市町村等との丁寧な意見交換に努め、学校の魅力づくりや教育の質の確保等について、地域と連携して取り組んでいきます。</p> <p>また、後期計画の策定に当たっては、今後も、地域の方々の御意見を十分に伺いながら、丁寧に取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>7 教育環境の整備については、生まれた地域や家庭環境などにより進路選択の自由を奪うことのないよう、関係自治体や地域住民の意見も考慮し進めるよう以下の点について要望する。</p> <p>(2)③ 岩手県立釜石祥雲支援学校の早期整備を求める。</p>	<p>県立釜石祥雲支援学校の移転新築については、保護者代表や地元釜石市等で構成する検討協議会において、移転候補地の絞り込みや学校の在り方などを中心に協議を行ってきました。</p> <p>その結果、県有地である旧釜石商業高等学校跡地を活用することで、関係者の一定の理解が得られたところであり、基本設計、実施設計等進めているところです。</p> <p>今後、県としては、旧釜石商業高等学校跡地が応急仮設住宅用地として使用されていることから、その解消の見通し等を見極めながら、工事の着手の時期を検討していきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育課	B 実現に努力しているもの
<p>7 教育環境の整備については、生まれた地域や家庭環境などにより進路選択の自由を奪うことのないよう、関係自治体や地域住民の意見も考慮し進めるよう以下の点について要望する。</p> <p>(2)④ 青森県と締結している「県境隣接地域県立高等学校入学志願者取扱協定」に一戸高等学校と一戸町を加え、県外のからの生徒受入れを積極的に進めること。</p>	<p>現在、青森県との県境地域においては、「県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱協定」を締結し、隣接地域での高校への相互の入学を可能としていますが、協定の変更には、両県で相互に生徒が進学することを前提に、青森県教育委員会とも協議が必要となります。</p> <p>仮に、御要望のように対象外の高校が同協定に加わった場合には、その高校が立地している市町村から青森県の高校への進学も可能となり、生徒が流出する事態も想定されるため、慎重な検討が必要と考えています。(C)</p> <p>なお、県外からの生徒の受入れについては、外部有識者による「県立高等学校における生徒の多様な受入れのあり方に関する検討会議」から平成30年8月に提出された提言を踏まえ、令和2年度入試から、県教育委員会との間で協議が整った学校について、受入れを開始します。(B)</p>	教育委員会事務局	学校調整課	B 実現に努力しているもの  C 当面は実現できないもの
<p>7 教育環境の整備については、生まれた地域や家庭環境などにより進路選択の自由を奪うことのないよう、関係自治体や地域住民の意見も考慮し進めるよう以下の点について要望する。</p> <p>(2)⑤ ITC環境を生かした適切な人材配置や研究指導を行うこと。</p>	<p>教育の情報化を推進するため、教員を対象とした「小学校プログラミング授業づくり研修講座」や「授業におけるICT活用研修講座」の実施など、教員のICT活用指導力の向上に向けた取組を行っており、引き続き研修内容の充実を図るとともに、適切な人材配置に取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>7 教育環境の整備については、生まれた地域や家庭環境などにより進路選択の自由を奪うことのないよう、関係自治体や地域住民の意見も考慮し進めるよう以下の点について要望する。</p> <p>(2)⑥ 県立葛巻高等学校及び一戸高等学校の学級数の減少を行わないこと。</p>	<p>平成28年3月に策定した「新たな県立高等学校再編計画」においては、望ましい学校規模の確保による教育の質の保証と、本県の地理的条件等を踏まえた教育の機会の保障を大きな柱としています。後期計画(案)では、これらに加え、県立高校の現状と課題を踏まえ、地域における学校の役割を重視した魅力ある学校づくりに向け、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」の2つを基本的な考え方としています。</p> <p>こうした考えに基づき、各地域の学校をできる限り維持するとともに、1学級校については、一定の入学者のいる間は維持することとし、小規模校についても、ICT等の活用も進めながら、教育内容の充実を図っていきます。</p> <p>今後においても、市町村等との丁寧な意見交換に努め、学校の魅力づくりや教育の質の確保等について、地域と連携して取り組んでいきます。</p> <p>また、後期計画の策定に当たっては、今後も、地域の方々の御意見を十分に伺いながら、丁寧に取り組んでいきます。</p> <p>葛巻高校は、近隣に他の高校がなく、他地域への通学が極端に困難な地域に所在する学校として、1学年1学級でも存続させる特例校に指定していますが、後期計画期間においても維持することとしており、今後においても、山村留学等、地方創生に向けた取組について考慮しつつ、引き続き、地域と意見交換を行いながら、同校の魅力づくりや教育の質の確保等について連携して取り組んでいきます。</p> <p>また、生徒が産業人材としての確かな基盤を身に付けられるよう、専門分野の教育環境の整備を図ることとしており、二戸地区では、ものづくり産業等の地域産業を担う人材のほか、介護福祉人材の育成が求められていることから、専門系列の学びを行っている一戸高校と福岡工業高校について、専門分野の学科等の機能を維持し、ブロック内の専門教育の拠点となる学校として統合を行い、4学級規模の学校として設置することとしています。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>8&lt;東日本大震災&gt;                      復興道路などの道路網の早期整備および既存道路施設の維持・管理、復興事業が完了するまでの人材と財源の確保について国に働きかけるよう要望する。                      被災地における復興事業が完了するまでの間、復興交付金制度および震災復興特別交付税などによる財政支援を継続し、安定的かつ十分な復興関連予算の確保を図るとともに、新たな地方負担を生じさせないようにすること。                      (1) 点在する被災(移転)跡地の集約や被災地における産業振興を進める上で、効果促進事業の継続、または同様に自由度の高い予算創設。関連する復興事業との調整などにおいて、相当の期間を擁することから、令和2年度までの「復興・創生期間」における被災(移転)跡地の利活用にかかる予算枠の確保。また職員派遣に係る予算の確保及び東日本大震災復興特別交付税による交付税措置について、令和3年度以降も継続することを国に働きかけることを要望する</p>	<p>復興交付金制度は令和2年度まで継続されることになっていますが、令和2年度政府予算提言・要望においては、被災跡地の集約や整地等についても復興交付金の活用を認めていただくよう、要望したところです。                      また、復興・創生期間の終了後も必要な事業及び制度を継続するとともに、人員確保も含め、復興に必要な予算が確実に確保されるよう、当該要望において併せて要望したところです。                      これに加え、「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針を審議した復興推進委員会においても、本県からは、移転元地の利活用に向けた取組を含め、被災地の変化するニーズに柔軟に対応できるよう、自由度の高い支援制度の継続や、人材確保対策に係る財源の確保について、知事から要請したところです。                      この結果、令和元年12月20日に閣議決定した当該基本方針では、復興・創生期間後においても、必要な復興事業を確実に実施するための東日本大震災復興特別会計や震災復興特別交付税の継続などの財源確保などについて盛り込まれたほか、各分野における取組として、職員派遣等の人材確保対策への支援を継続することについて記載されるなど、本県が国に働きかけてきたものが概ね盛り込まれたものと考えています。                      今後とも、他県や県内市町村と連携を取りながら、様々な機会をとらえ、国に働きかけていきます。</p>	復興局	まちづくり・産業再生課  復興推進課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>8&lt;東日本大震災&gt; 復興道路などの道路網の早期整備および既存道路施設の維持・管理、復興事業が完了するまでの人材と財源の確保について国に働きかけるよう要望する。 被災地における復興事業が完了するまでの間、復興交付金制度および震災復興特別交付税などによる財政支援を継続し、安定的かつ十分な復興関連予算の確保を図るとともに、新たな地方負担を生じさせないようにすること。 (2) 被災者住宅再建ならびに災害公営住宅・家賃にかかる支援制度の延長および拡充について国に働きかけること。 ① 全ての被災者が確実に住宅再建の各種支援制度の適用を受けることができるよう、申請延長すること。</p>	<p>県では、復興基金を財源に、市町村と共同で補助する「被災者住宅再建支援事業」を実施しているほか、バリアフリー対応、県産材の活用を行う場合及び利子補給等を市町村に対して間接補助する「生活再建住宅支援事業」を実施しており、その事業実施期間について、平成30年2月に、令和2年度まで2年間延長を決定し、継続して事業を実施する市町村に対して補助を行うこととしました。今後とも住宅再建の状況等を勘案しつつ、市町村の意向も伺いながら、事業を進めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>建築住宅課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
	<p>被災者生活再建支援金の申請期間については、住宅再建の進捗状況等を踏まえ、やむを得ない事情があると認められる場合には、国の通知により1年を超えない範囲で繰り返し再延長できるとされており、本支援金の事務を行う公益財団法人道府県センターと協議し、令和2年1月に、被災者生活再建支援金(加算支援金)の申請期間の再延長が必要な市町村について、令和3年4月10日までの延長が決定されました。更なる延長については、住宅再建の進捗状況等を勘案し、市町村の意向も伺いながら、同センターと協議していきます。 また、被災者生活再建支援制度の拡充の要望については、令和元年6月11日に知事から関係省庁に対して行ったほか、これまでも国に対し、繰り返し行ってきたところですが、国では、更なる措置については、慎重な姿勢を取っているところですが。 県では、復興基金を財源に、市町村と共同で、最大100万円を補助する「被災者住宅再建支援事業」を実施しているほか、バリアフリー対応、県産材の活用を行う場合及び利子補給等に補助する「生活再建住宅支援事業」を実施しており、その事業実施期間について、平成30年2月に、令和2年度まで2年間延長を決定し、継続して事業を実施する市町村に対して補助を行うこととしました。今後とも住宅再建の進捗状況等を勘案し、市町村の意向も伺いながら、事業を進めていきます。</p>	<p>復興局</p>	<p>生活再建課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>8&lt;東日本大震災&gt; 復興道路などの道路網の早期整備および既存道路施設の維持・管理、復興事業が完了するまでの人材と財源の確保について国に働きかけるよう要望する。 被災地における復興事業が完了するまでの間、復興交付金制度および震災復興特別交付税などによる財政支援を継続し、安定的かつ十分な復興関連予算の確保を図るとともに、新たな地方負担を生じさせないようにすること。 (2) 被災者住宅再建ならびに災害公営住宅・家賃にかかる支援制度の延長および拡充について国に働きかけること。 ② 災害公営住宅の特別家賃軽減事業、家賃軽減事業について、事業継続と財政支援すること。</p>	<p>令和3年度以降の災害公営住宅の特別家賃低減事業については、「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針により、「災害公営住宅の家賃低廉化・特別家賃低減事業については、復興交付金の廃止に伴い、これまでの復興交付金による支援から別の補助に移行した上で引き続き支援する」とこととなりました。今後の事業の推移を注視していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>建築住宅課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>8&lt;東日本大震災&gt; 復興道路などの道路網の早期整備および既存道路施設の維持・管理、復興事業が完了するまでの人材と財源の確保について国に働きかけるよう要望する。 被災地における復興事業が完了するまでの間、復興交付金制度および震災復興特別交付税などによる財政支援を継続し、安定的かつ十分な復興関連予算の確保を図るとともに、新たな地方負担を生じさせないようにすること。 (3) 防潮堤等海岸保全施設の早期完成について、整備事業の遅延により自治体で実施している復興事業の完成が危ぶまれることから、早期の完成を要望する。</p>	<p>海岸防潮堤等、東日本大震災津波における復旧・復興事業については、公表しているロードマップの完了時期を遵守するため、コンクリート二次製品の活用等による工期短縮に取り組んでいるところであり、引き続き、工程管理の徹底を図り、早期完成に努めていきます。</p>	<p>農林水産部 県土整備部</p>	<p>漁港漁村課 河川課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

国民民主党岩手県総支部連合会、岩手県議会希望いわて

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>9&lt;台風19号関連&gt; 台風19号災害からの一日も早い取組を強化加速するため、被災者の生活再建が行える十分な財政措置、災害等廃棄物処理事業にかかる補助拡充、安全安心に向けたまちづくりに向けた支援等、復旧に向けた支援・対策の充実を要望する。 ① 被災者の生活再建に向けた支援</p>	<p>台風第19号災害においては、国による被災者生活再建支援制度のほか、国の制度が適用されない市町村の全壊世帯、大規模半壊世帯及び、国の制度の支援対象となっていない半壊世帯、床上浸水世帯に対しても支援金を支給する県単独事業を実施しています。 また、被災市町村においては、住宅再建の独自支援策を実施するなど、被災者それぞれの状況に応じた支援が行われているところであり、県としては、市町村と連携し、被災者の生活再建を支援していきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>9&lt;台風19号関連&gt; 台風19号災害からの一日も早い取組を強化加速するため、被災者の生活再建が行える十分な財政措置、災害等廃棄物処理事業にかかる補助拡充、安全安心に向けたまちづくりに向けた支援等、復旧に向けた支援・対策の充実を要望する。 ② 災害等廃棄物処理事業に係る解体費用補助拡充支援</p>	<p>災害等廃棄物処理事業に係る解体費用の補助拡充については、国が令和元年11月7日に発表した「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」において、市町村が生活環境保全上の支障があると認める半壊家屋の解体費用についても災害等廃棄物処理事業の補助対象としているほか、災害廃棄物の処理に要する費用についても、国に対し、復旧・復興に要する経費について特段の財政措置を講ずるよう要望したところ、補助対象事業費に係る国の負担割合が通常災害の90%から97.5%まで引き上げられています。</p>	環境生活部	資源循環推進課	S その他
<p>9&lt;台風19号関連&gt; 台風19号災害からの一日も早い取組を強化加速するため、被災者の生活再建が行える十分な財政措置、災害等廃棄物処理事業にかかる補助拡充、安全安心に向けたまちづくりに向けた支援等、復旧に向けた支援・対策の充実を要望する。 ③ 公共土木施設等の早期復旧及び安全・安心な復興まちづくりに向けた支援</p>	<p>公共土木施設の災害復旧事業については、市町村への関係実務に関する助言や技術的支援を行いながら、国等の関係機関とも連携し、早期復旧に向けて取り組んでいきます。</p>	県土整備部	砂防災課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>9&lt;台風19号関連&gt; 台風19号災害からの一日も早い取組を強化加速するため、被災者の生活再建が行える十分な財政措置、災害等廃棄物処理事業にかかる補助拡充、安全安心に向けたまちづくりに向けた支援等、復旧に向けた支援・対策の充実を要望する。 ④ 浸水被害を受けた商事業等への支援</p>	<p>県では、被災した中小企業の施設・設備の復旧に向けて、既存の「中小企業経営安定資金(災害対策)」に加え、県が保証料を全額補給することにより、利用者に保証料を負担させない融資制度である「中小企業災害復旧資金」を令和元年度9月補正予算で措置したところです。 また、国による「被災者の生活と生業(なりわい)の再建に向けた対策パッケージ」の「地域企業再建支援事業(自治体連携型補助金)」を活用し、被災した事業者の復旧に要する経費の4分の3を市町村に補助する「地域企業再建支援事業費補助」を令和元年度12月補正予算で措置しました。 引き続き、被災事業者の復旧・復興の取組を加速し、早期に地域経済を立て直していくよう取り組んでいきます。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>9&lt;台風19号関連&gt; 台風19号災害からの一日も早い取組を強化加速するため、被災者の生活再建が行える十分な財政措置、災害等廃棄物処理事業にかかる補助拡充、安全安心に向けたまちづくりに向けた支援等、復旧に向けた支援・対策の充実を要望する。 ⑤ 林道及び尾崎半島林野火災復旧事業の早期復旧に向けた支援</p>	<p>林道の復旧については、国の林道災害復旧事業を活用し、市町村への工事工法に係る技術的助言を行いながら、市町村と連携して復旧していきます。 尾崎半島林野火災復旧事業地における令和元年台風第19号被害からの復旧については、国の森林整備事業の活用が可能となったことから、釜石市等へ復旧にあたっての技術的な指導・助言等を行いながら、被災した造林地や森林作業道の早期復旧を支援していきます。 また、林野火災被害からの復旧対策も含め、引き続き、国に対して森林整備事業など復旧に必要な予算を十分に措置するよう要望していきます。</p>	農林水産部	森林保全課 森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>9&lt;台風19号関連&gt; 台風19号災害からの一日も早い取組を強化加速するため、被災者の生活再建が行える十分な財政措置、災害等廃棄物処理事業にかかる補助拡充、安全安心に向けたまちづくりに向けた支援等、復旧に向けた支援・対策の充実を要望する。 ⑥ 災害廃棄物の早期処理に向けた支援</p>	<p>県では、災害廃棄物の早期処理に向け、発災以降、仮置場において廃棄物の分別等に係る指導を行ったほか、一度に大量に発生した災害廃棄物のうち、腐敗や悪臭のおそれがあり早期の処理が求められる可燃ごみについては、県内の他市町村において処理されるよう調整を行い、迅速に処理したところです。 引き続き、災害廃棄物の処理が早期に完了するよう、市町村の取組を支援していきます。</p>	環境生活部	資源循環推進課	B 実現に努力しているもの

国民民主党岩手県総支部連合会、岩手県議会希望いわて

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>9&lt;台風19号関連&gt; 台風19号災害からの一日も早い取組を強化加速するため、被災者の生活再建が行える十分な財政措置、災害等廃棄物処理事業にかかる補助拡充、安全安心に向けたまちづくりに向けた支援等、復旧に向けた支援・対策の充実を要望する。 ⑦ 三陸鉄道リアス線の早期復旧に向けた支援</p>	<p>三陸鉄道の令和元年台風19号災害からの復旧については、国の「特定大規模災害等鉄道施設災害復旧事業」により、補助率を国1/2、地元自治体1/2とし、鉄道事業者の負担のない支援スキームとなる予定です。県では、国や沿線市町村と連携し、三陸鉄道リアス線の早期復旧を全力で支援していきます。</p>	政策地域部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
<p>9&lt;台風19号関連&gt; 台風19号災害からの一日も早い取組を強化加速するため、被災者の生活再建が行える十分な財政措置、災害等廃棄物処理事業にかかる補助拡充、安全安心に向けたまちづくりに向けた支援等、復旧に向けた支援・対策の充実を要望する。 ⑧ 河川の適切な維持管理のための財源措置</p>	<p>県では、河川内の堆積土砂や立ち木の除去について、年次計画等に基づき計画的に実施しているところですが、平成28年8月の台風第10号災害など、近年全国各地で豪雨災害が発生しており、災害の予防的措置として、その重要性は増しているものと認識しています。 このため、県では、大規模な洪水発生時に大量に堆積した河道の土砂撤去など、緊急的に対応すべき防災・減災対策に資する事業について、防災・安全交付金等による財政措置の継続を国に対し要望しているところであり、今後も機会を捉えて働きかけていきます。</p>	県土整備部	河川課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>10&lt;通常分&gt; 社会資本の整備については以下の通り要望を致します。 (1) 道路整備について ① 本県の産業振興・雇用の確保の観点・地方創成の取組の推進につながることから、ものづくり産業の集積する花巻・北上・金ヶ崎以南の4号線の戦略的な拡幅及び水沢東バイパス等の整備促進に取り組むよう国に働きかけること。</p>	<p>県では、内陸部における物流の円滑化や地域間の交流・連携を促進し、快適・安全な生活の確保を図る道路として、一般国道4号の整備の重要性を認識しており、平成元年6月11日に行った令和2年度政府予算提言・要望等において、一般国道4号の整備促進について国に要望しています。 引き続き一般国道4号における2車線区間の4車線化の早期事業化について国へ強く働きかけていきます。</p>	県土整備部	道路建設課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>10&lt;通常分&gt; 社会資本の整備については以下の通り要望を致します。 (1) 道路整備について ② 「北岩手-北三陸横断道路」の整備促進を新たに整備計画に盛り込むとともに、自動車専用道路として早急に整備・着工されることを国に働きかけること。</p>	<p>県としては沿線の市町村からの要望等に基づき、一般国道281号を路線全体として災害時でも機能する信頼性の高い道路として確保するよう、改築事業や防災対策に努めているところです。 県北地域の道路ネットワークの強化は、県としても、その必要性、重要性を強く認識しており、要望の県北地域を横断する自動車専用道路の構想については、国道281号とルートが並行し機能が重複すると考えられることや、莫大な事業費を要することが見込まれることが課題となることから、県北地域の道路ネットワークの在り方について関係市町村とともに幅広く検討していきたいと考えています。</p>	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの
<p>10&lt;通常分&gt; 社会資本の整備については以下の通り要望を致します。 (1) 道路整備について ③ 一般国道46号「盛岡西バイパス」の2車線供用区間の4車線化整備の促進に努めること。</p>	<p>一般国道46号「盛岡西バイパス」については、平成25年12月に全線暫定供用開始したところですが、大規模商業施設等の相次ぐ立地等による更なる混雑緩和等を図るため、引き続き一般国道46号「盛岡西バイパス」の2車線区間の早期4車線化について国に対し要望していきます。</p>	県土整備部	道路建設課	B 実現に努力しているもの
<p>10&lt;通常分&gt; 社会資本の整備については以下の通り要望を致します。 (1) 道路整備について ④ その他、公共施設の整備予算の計画的な確保を進めること。(106号、107号、281号、282号、283号、340号、455号、北岩手・北三陸横断道路の整備促進、大船渡地域及び錦秋湖トンネル、新笹ノ田トンネルの整備(343号)、盛岡横手線、秋田自動車道の4車線化、八戸久慈自動車道等)</p>	<p>県では、令和元年6月11日及び11月7日に行った予算提言・要望において、災害に強い道路ネットワークの構築に必要な予算の確保を国に要望しています。 県としては、引き続き、公共事業予算の安定的・持続的な確保について、国へ働きかけていきます。(B) また、「いわて県民計画(2019～2028)」において、安全安心を支える道路整備及び産業や観光振興の基盤となる道路誠意を推進することとしています。(A) 道路ネットワークの強化は、災害に強い県土づくりに加えて、物流の効率化や人の交流の活発化の面からも重要な課題と認識しており、今後の整備については、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	県土整備部	道路建設課	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p> <p>B 実現に努力しているもの</p> <p>C 当面は実現できないもの</p>

国民民主党岩手県総支部連合会、岩手県議会希望いわて

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>10&lt;通常分&gt; 社会資本の整備については以下の通り要望を致します。 (1) 道路整備について ⑤ 県道昇格及び県代行制度による道路整備を要望する。(市道平田上中島線、仮称「盛岡紫波線」、町道雫石環状線、町道中央1号線、市道鴨志田線等)</p>	<p>県道昇格については、市町村間を結ぶ道路など道路法に規定する認定要件を具備する必要がある、これらの要件を満たした路線について、地域の道路網における市町村道との機能分担や、整備・管理する必要性等を総合的に判断していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路環境課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>10&lt;通常分&gt; 社会資本の整備については以下の通り要望を致します。 (1) 道路整備について ⑥ 県道の整備、及び歩行者の安全確保対策を要望する。(大川松草線、普代小屋瀬線及び道安家玉川線、軽米名川線の改良整備、古館停車場線、釜石住田線、盛岡横手線、矢巾停車場線等)</p>	<p>県では、「いわて県民計画(2019～2028)」において、安全安心を支える道路整備及び産業や観光振興の基盤となる道路整備を推進することとしています。(A) 道路ネットワークの強化は、災害に強い県土づくりに加えて、物流の効率化や人の交流の活発化の面からも重要な課題と認識しており、今後の整備については、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら、総合的に判断していきます。(C) 歩道整備については、県内各地から多くの要望があり、必要性、緊急性等を考慮しながら整備を進めている状況です。御要望の箇所については、早期の事業化は難しい状況ですが、沿道状況等を踏まえて総合的に判断していきます。(C)</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課 道路環境課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの</p>
<p>10&lt;通常分&gt; 社会資本の整備については以下の通り要望を致します。 (1) 道路整備について ⑦ 花巻PAスマートインターチェンジ、矢巾スマートインターチェンジアクセス道路の整備</p>	<p>スマートインターチェンジは、高速道路の利便性が向上することに加え、物流の効率化、医療機関へのアクセス向上、観光振興などの面で地域に多様な効果をもたらす事業であるとともに、既存の道路ストックを「賢く使う」という点においても、有効な施策であると認識しており、平成元年6月11日に行った令和2年度政府予算提言・要望等において、整備を推進するための必要な予算を確保するよう国に要望しています。 また、平成30年8月10日に(仮称)花巻PAスマートICが国の準備段階調査箇所として採択となり、令和元年9月20日には連結が許可されました。 県道花巻和賀線へのアクセス道路については、令和2年度より現地測量・設計に着手予定です。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

国民民主党岩手県総支部連合会、岩手県議会希望いわて

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>10&lt;通常分&gt; 社会資本の整備については以下の通り要望を致します。 (1) 道路整備について ⑧ 「(仮称)北上金ヶ崎パシフィックルート」の整備促進</p>	<p>北上金ヶ崎ICから国道107号までを結ぶルートの整備は、早期の事業化は難しい状況ですが、東北横断自動車道釜石花巻間の全線開通による物流の変化や周辺の開発動向などを見極めながら、物流ルートとして整備が必要な区間やその道路規格等について検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>10&lt;通常分&gt; 社会資本の整備については以下の通り要望を致します。 (2) 河川改修について 多発する自然災害を防ぐ治水対策を継続的に推進するよう求める。 ① 北上川流域における治水対策について 「ダム再生ビジョン」に基づく「四十四田ダムのかさ上げ」など治水機能の増強を行う「北上川上流ダム再生事業」の着実な実施と促進を要望する。 北上川堤防未築堤箇所早期整備、右岸治水対策事業を早期を求める。</p>	<p>国が令和元年度から実施計画調査に着手した北上川上流ダム再生事業については、治水リーディング・プロジェクトに位置付けて、特に重要な治水事業のひとつとして四十四田ダムの嵩上げを含む治水対策実施に向けた調査・検討を進めていくと聞いています。 北上川の治水対策は県としても重要な課題であり、国に対し一層の整備促進を働きかけていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>10&lt;通常分&gt; 社会資本の整備については以下の通り要望を致します。 (2) 河川改修について 多発する自然災害を防ぐ治水対策を継続的に推進するよう求める。 ② (仮称)新金ヶ崎大橋の新設。</p>	<p>御要望の橋梁新設については、早期の事業化は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>

国民民主党岩手県総支部連合会、岩手県議会希望いわて

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>10&lt;通常分&gt; 社会資本の整備については以下の通り要望を致します。 (2) 河川改修について 多発する自然災害を防ぐ治水対策を継続的に推進するよう求める。 ③ 一級町道滝沢・安庭線 昇瀬橋架け替え事業の県代行事業を要望。</p>	<p>県代行事業による道路整備については、事業の必要性、緊急性、重要性等が高く、用地補償が完了した箇所の中から、県全体の道路整備状況や公共事業予算の動向等を踏まえ総合的に検討していきますが、早期の事業化は難しい状況です。 なお、平成30年度に採択された志戸前川地区直轄地すべり防止事業については、当橋に与える影響が考えられることから、県としても動向を注視しています。</p>	県土整備部	道路環境課	C 当面は実現できないもの
<p>10&lt;通常分&gt; 社会資本の整備については以下の通り要望を致します。 (2) 河川改修について 多発する自然災害を防ぐ治水対策を継続的に推進するよう求める。 ④ 気仙川地域における河川改修事業の早期完了、檜山川合流点以北の気仙川を県管理河川へ変更。</p>	<p>気仙川流域の河川改修事業については、平成27年度に気仙川川向工区の河川改修工事に着手し、これまでに、すみた荘付近の築堤・護岸が完了し、下流側火石工区住田フーズ株式会社付近の工事を実施中です。引き続き令和元年度も地権者の皆様から用地買収等の御協力を頂き、平成29年度から着手した大股川下大股工区も併せて工事推進を図り事業の早期完了を目指します。(A) 気仙川指定河川上流端については、当該地を上流端とした経緯などを踏まえ、流域の重要性等を勘案しながら検討をしていきます。(C)</p>	県土整備部	河川課	A 提言の趣旨に沿って措置  C 当面は実現できないもの
<p>10&lt;通常分&gt; 社会資本の整備については以下の通り要望を致します。 (2) 河川改修について 多発する自然災害を防ぐ治水対策を継続的に推進するよう求める。 ⑤ 木賊川の遊水地建設及び河川改修の一層の整備。</p>	<p>木賊川の河川改修については、「分水路＋遊水地＋河道改修」の3手法を基本として段階的な整備により事業を進めており、平成23年5月には分水路への通水を開始するなど治水安全度を高めたところです。 平成28年度から遊水地の工事に着手しており、令和元年度も引き続き遊水地の工事を進め、更なる治水安全度の向上に取り組んでいます。</p>	県土整備部	河川課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>10&lt;通常分&gt; 社会資本の整備については以下の通り要望を致します。 (2) 河川改修について 多発する自然災害を防ぐ治水対策を継続的に推進するよう求める。 ⑥ 太田川・芋沢川・川瀬月内川・普代川・茂市川・普代川河口の河川改修及び整備。</p>	<p>太田川については、平成29年度から広域河川改修事業により実施しています。令和元年度は住民との合意形成を図りながら改修計画を固めるとともに、橋梁の詳細設計を実施しています。 芋沢川については、太田川の整備に引続き広域河川改修事業により実施する予定ですが、特に平成25年8月の豪雨により浸水被害のあった薬師神社付近については、早期の暫定改修が必要な状況です。このことを踏まえ、農業用施設の堰の改修に関する関係者との協議が終了したことから、令和元年度より工事を実施しています。 瀬月内川については、平成30年度から河川整備基本方針の策定作業を進めているところです。 普代川及び茂市川の平成28年台風第10号災害により被災した河川管理施設について、平成30年度までに工事を完成したところです。また、治水対策については、台風第10号の出水状況を踏まえ、平成30年度から原因の検証を行っているところであり、更には令和元年台風第19号被害の状況や周辺の土地利用状況や緊急性、重要性を勘案しながら検討することとしております。 普代川の河口部分の越波対策を含めた復旧整備として、越波の低減と河口閉塞を防止するため、導流堤の高さを従前より嵩上げすることとし、令和2年度中の完成を目指して工事を進めているところです。また、導流堤復旧後には汀線の状況を経過観察しながら、事業の効果を検証していくこととしています。 引き続き、関係機関との調整を図りながら、早期の整備に取り組みます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>10&lt;通常分&gt; 社会資本の整備については以下の通り要望を致します。 (2) 河川改修について 多発する自然災害を防ぐ治水対策を継続的に推進するよう求める。 ⑦ 未整備箇所における砂防施設整備の促進、「高森の沢」、「上鶉飼の沢」の整備。</p>	<p>砂防施設の整備にあたっては、避難所・要配慮者利用施設等が立地する箇所や、被災履歴がある箇所など、県全体の整備状況を考慮しながら対策を進めていきます。 「高森の沢」及び「上鶉飼の沢」については、早期事業化へ向け取組んでいきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>砂防災課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

国民民主党岩手県総支部連合会、岩手県議会希望いわて

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>10&lt;通常分&gt;            社会資本の整備については以下の通り要望を致します。            (2) 河川改修について            多発する自然災害を防ぐ治水対策を継続的に推進するよう求める。            ⑧ 徳田橋架け替え早期完成。</p>	<p>現在の徳田橋は老朽化が著しく、橋梁部及びその前後の区間は幅員狭小で、大型車の円滑な交通に支障をきたしています。また、岩手医科大学附属病院等が矢巾町に移転したことに伴い、交通アクセスの利便向上を図る必要もあることから、平成23年度に橋梁架替事業に着手し、地盤調査や景観検討、道路及び橋梁の設計、用地測量、補償物件調査、用地補償等を進め、平成29年度から橋梁下部工工事に着手したところです。            令和元年度までに橋脚工5基が全て完成し、引き続き橋台工の工事を進めており、今後とも整備推進に努めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>